資料１

近畿大学医学部附属病院の移転について

○統合再編計画について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 本院（大阪狭山） | 堺 病 院 | 新本院（泉ヶ丘） |
| 現　　　行 | ・一般　９１９床（高度急性期）・精神　　１０床（特例病床） | ・一般　４４０床（急性期） |  |
| 当初計画 | ・一般　３００床（急性期） | ・廃院 | ・一般　１，０００床（高度急性期）・精神　　　　２０床 |

○厚生労働省との協議事項

　・二次医療圏越えの移転

○統合再編計画の変更について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 本院（大阪狭山） | 堺 病 院 | 新本院（泉ヶ丘） |
| 変更案 | 近大内で調整中 | ・一般　８００床（高度急性期） |

○厚生労働省との協議事項

　・二次医療圏越えの移転または医学部併設特例

【参考】厚生労働省との協議内容

・「二次医療圏越えの移転」を要件にする場合

①　当該病院が、現在開設地から移転することの不可避性が認められること。

②　病床が非過剰な医療圏へ移転することが困難であり、移転先以外に開設することができない必然性が認められ、かつ、当該病院の移転が患者の受療動向に影響を与えないものであること。

③　移転の範囲が同一都道府県であること。

④　移転前後で両二次医療圏の病床数の合計が増加しないこと。

⑤　移転に伴い、当該病院の現在開設地が属する医療圏において、病床が非過剰な状態を生じないこと。

・「医学部併設特例」を要件にする場合

医育機関に附属する病院、学校教育法に基づく大学の医学部と連携して学生の臨床教育にあたる関連教育病院、医師法に基づいて医師の臨床研修にあたる病院、看護婦学校養成所又は准看護婦学校若しくは准看護婦養成所の学生又は養成施設の学生又は生徒の実習施設である病院の病床であって、当該二次医療圏以外の区域において当該機能を補完することが著しく困難な場合